

## 令和7年度あおもり親子ワーケーション体験モニター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、陸奥湾沿岸の豊かな自然の中で仕事・暮らし・子育てができる快適で安心な環境という青森圏域の共通の資源を最大限に活用し、当該圏域における関係人口の創出、移住・定住人口の増加を図るためのワーケーション体験モニター事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の名称)

第2条 事業の名称は、あおもり親子ワーケーション体験モニター事業（以下「事業」という。）とする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、東青地域移住・交流サポート協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事業の実施期間)

第4条 事業を実施する期間は、令和8年2月11日から令和8年2月14日までとする。

### (事業の参加者等)

第5条 事業に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する親子とする。

- (1) 青森県外に住所を有し、かつ、青森県外に居住していること。
- (2) 親の仕事の全部又は一部をリモートワークで行っている又は行うことができること。
- (3) 地方移住又は二拠点居住を検討している又は高い関心を持っていること。

2 事業の参加者数は、4組を上限とし、1組当たり4人までとする。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

### (事業の内容等)

第6条 事業の体験日数は、3泊4日のツアーフォームとする。

2 事業の内容は、宿泊体験、リモートワーク体験、くらしや余暇体験その他青森圏域での暮らしを体験することができるプログラムとして、会長が別に定める。

3 前項の宿泊体験をする施設は、次のとおりとする。

- (1) 青森公立大学 国際交流ハウス
- (2) 会長が認める施設

### (参加の申込み)

第7条 事業に参加しようとする者は、令和8年1月31日までに、申込みフォームにより会長に申し込まなければならない。ただし、当該申込みをした者が第5条第2項の組数に満たない場合で、会長が認めたときは、この限りでない。

### (参加者の決定)

第8条 会長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る内容を確認し、事業への参加の可否を決定し、当該申込をした者に通知するものとする。

2 前条の規定により申込みをした者が第5条第2項の組数を上回ったときは、抽選により参加する者を決定するものとする。

### (参加条件等)

第9条 事業の参加の決定の通知を受けた者（以下「参加者」という。）は、事業終了後14日以内に、当該事業に係るアンケートに回答し、かつ、自身が参加した事業に関するSNS投稿の画像、URL等を会長に提出しなければならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

2 青森圏域において、災害発生、感染症拡大等により事業の実施が難しいと会長が認める場合は、事業を中止し、又は中断することがある。

(費用負担)

第10条 協議会は、予算の範囲内で、参加者が居住地と青森市（青森駅、新青森駅、青森空港又は青森市内にある高速道路料金所）間の移動に要した交通費について、公共交通機関を利用する場合にあっては当該交通費と1人当たり上限5,000円のいずれか低い額を、自家用車等利用の場合にあっては会長が別に定める額を参加者に助成することができる。

2 協議会は、予算の範囲内で、参加者が事業の実施期間に青森圏域を周遊するために要した費用（レンタカーを利用した場合は当該借上料、タクシーを利用した場合は当該運賃）について、当該費用と1組当たり上限5,000円のいずれか低い額を参加者に助成することができる。

3 前2項に規定する公共交通機関並びにレンタカー及びタクシーの予約、手配及び支払は、参加者が行うものとする。

4 参加者は、第1項に規定する交通費及び第2項に規定する費用に係る領収書等の写しを添えて、事業への参加が終了した日から14日以内に会長に請求するものとする。ただし、会長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

5 会長は、前項に規定する請求書等の提出を受けた場合においては、当該請求書等の内容を確認し、請求のあった日から14日以内に交通費等を支払うものとする。

6 第6条第3項に規定する宿泊体験施設の費用は、協議会が負担するものとする。

7 第6条第2項に規定するプログラムに係る費用及び同条第3項に規定する宿泊体験施設と青森駅の移動（事業の開始及び終了に伴う移動に限る。）に係る費用については、協議会が負担するものとする。ただし、飲食に係る費用及びオプションとして参加する体験に係る費用は、参加者が負担するものとする。

(様式)

第11条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年1月15日から実施する。